

別紙6

【薬効分類】 249 その他のホルモン剤
396 糖尿病用剤

【医薬品名】 インスリンリスプロ（遺伝子組換え）（カートリッジ製剤、プレフィルド製剤）
 インスリンリスプロ（遺伝子組換え）[インスリンリスプロ後続1]（カートリッジ製剤、プレフィルド製剤）
 インスリングルルギン（遺伝子組換え）・リキシセナチド
 インスリンデグルデク（遺伝子組換え）・リラグルチド（遺伝子組換え）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
8. 重要な基本的注意 （新設）	8. 重要な基本的注意 <u>同一箇所への繰り返し投与により、注射箇所に皮膚アミロイドーシス又はリポジストロフィーがあらわれることがあるので、定期的に注射箇所を観察するとともに、以下の点を患者に指導すること。</u> <u>・本剤の注射箇所は、少なくとも前回の注射箇所から2～3cm離すこと。</u> <u>・注射箇所の腫瘍や硬結が認められた場合には、当該箇所への投与を避けること。</u>

皮膚アミロイドーシス又はリポジストロフィーがあらわれた箇所に本剤を投与した場合、本剤の吸収が妨げられ十分な血糖コントロールが得られなくなることがある。血糖コントロールの不良が認められた場合には、注射箇所の腫瘍や硬結の有無を確認し、注射箇所の変更とともに投与量の調整を行うなどの適切な処置を行うこと。血糖コントロールの不良に伴い、過度に増量されたインスリン製剤が正常な箇所に投与されたことにより、低血糖に至った例が報告されている。